

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	39 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

A区に居住していた昭和35年頃、自宅にB区役所の職員が来たので夫とともに国民年金の加入手続をし、同時に夫婦二人分の昭和36年度1年間の国民年金保険料を一括して私が納付した。領収書は、年金手帳に貼れと言われたが誤って紛失してしまった。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区に居住していた昭和35年頃、自宅にB区役所の職員が来たので国民年金の加入手続をし、同時に夫婦二人分の昭和36年度1年間の国民年金保険料を一括して申立人が納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、37年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は過年度納付可能な期間である上、申立人が12か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人と国民年金の加入手続を同時にしたとするその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることから、申立人の申述と符合するとともに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料を全て納付しており、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

A区に居住していた昭和35年頃、自宅にB区役所の職員が来たので妻とともに国民年金の加入手続をし、同時に夫婦二人分の昭和36年度1年間の国民年金保険料を一括して妻が納付した。領収書は、年金手帳に貼れと言われたが誤って紛失してしまった。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区に居住していた昭和35年頃、自宅にB区役所の職員が来たのでその妻とともに国民年金の加入手続をし、同時に夫婦二人分の昭和36年度1年間の国民年金保険料を一括して妻が納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、37年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は過年度納付可能な期間である上、申立人が12か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人と国民年金の加入手続を同時に行ったとするその妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることから、申立人の申述と符合するとともに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料を全て納付しており、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所における資格取得日は、昭和39年4月1日、資格喪失日は、同年5月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和43年4月頃から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A所に勤務した昭和39年4月1日から同年5月1日までの期間が1か月空白となっている。

また、昭和43年6月1日にB株式会社における厚生年金保険被保険者の資格を取得しているが、同年4月頃から勤務しており、被保険者期間が2か月空白となっている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保管する厚生年金保険被保険者証及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人が昭和39年4月1日にA所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、その時に払い出された記号番号を用いて、昭和39年5月1日にC局で被保険者資格を取得している。

さらに、記号番号払出簿には、申立人と同日に番号の払出しを受けている128人について、資格の取得を取り消したかのような記載が見られるが、取消処理を行った日付、事由等の記載は無い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められず、事業主は、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、C局における昭和 39 年 5 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、当該期間においてB株式会社における被保険者記録を有する同僚 22 人及び申立人と同じく昭和 43 年 6 月 1 日に被保険者記録を取得した同僚 5 人に照会したところ、14 人から回答があり、うち申立人と同じく 43 年 6 月 1 日に被保険者記録を取得した同僚の一人は「申立人は、自分より前からB株式会社に勤務していた。」と供述しているが、当該同僚は申立人の勤務期間について具体的に記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、B株式会社は既に解散しており、元事業主は、「資料が無いので不明。3 か月間は試用期間で厚生年金保険に加入させていなかったのではないかと思う。」と供述しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、複数の同僚から試用期間があった旨の供述が得られた。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録には、当該期間における被保険者記録が無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月29日から同年10月1日まで
オンライン記録によると、A株式会社での昭和61年9月29日から同年10月1日までの記録が無いとされているが、58年4月1日から現在まで継続して勤務しており、当該期間の厚生年金保険の記録が抜けているとは考えられない。調査して厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（A株式会社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A株式会社では「当社の人事異動は1日付けが通例で、申立人のA株式会社での資格喪失日は昭和61年10月1日が正しい。資格喪失日の記入ミスと思われる。また、当時の資料は保存されていないが申立人の申立期間における厚生年金保険料は給与から控除されていた。」と供述していることから、61年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和61年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から32万円

とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から6年10月31日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額について、当初30万円と届け出られていたところ、後に大幅に引き下げられているが、申立期間の給与から標準報酬月額30万円に相応する厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、30万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年10月31日）より後の6年12月6日付けで、5年10月1日及び6年10月1日の定時決定を取り消して、5年2月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられている。

また、株式会社Aの商業登記簿から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は主にBの仕事に従事していたと主張している上、同僚からも、申立人はC等の業務に従事し、社会保険事務には関与してなかったと思うとの供述が得られたことから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 9 日から 14 年 10 月 11 日まで
A株式会社における申立期間の標準報酬月額は、控除された厚生年金保険料額からみると低いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は24万円となっているが、申立人提出のA株式会社における給与明細書（平成14年5月分及び同年8月分）に記載の厚生年金保険料額及び同僚の給与明細書に記載の保険料額から、申立人の申立期間の標準報酬月額については28万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行っていたとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和23年4月1日）に係る記録を同年5月1日に、A社B局における資格取得日（23年8月1日）に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間における標準報酬月額に係る記録を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年8月1日まで
A社に申立期間の前後を含めて継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間の前後を含めて、A社に継続して勤務し（昭和23年5月1日にA社C所から同社D支局（現在は、A社B局）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、人事記録によると、申立人は、昭和21年6月15日にA社C所へ異動したことが確認できるが、同所は、オンライン記録及び事業所名簿検索システムで事業所名が確認できず、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録によると、同日付けでA社において被保険者資格を取得している。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の昭和23年3月の記録並びに同社D支局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得時の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月21日から同年4月2日まで

平成5年3月21日付けでC株式会社D部からグループ企業のA株式会社へ異動になったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。C株式会社及びそのグループ企業には継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社から提出された申立人の人事台帳及び株式会社Bへの照会に対する回答から判断すると、申立人がC株式会社及びそのグループ企業であるA株式会社に継続して勤務し（平成5年3月21日にC株式会社D部からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録における平成5年4月の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA株式会社における資格取得の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 4775 (事案 597 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、A株式会社(B区所在)における厚生年金保険の被保険者資格について、資格取得日は昭和25年1月1日、資格喪失日は同年7月7日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC株式会社における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年11月1日から26年7月9日まで
② 昭和28年4月1日から同年5月1日まで

卒業した大学の同窓会員名簿の中に申立人が親しくしていた同級生がいたことから、その友人関係をたどれば申立期間①の勤務先等が分かるはずである。

申立期間②は、D株式会社(昭和28年4月1日からは、C株式会社)に継続して勤務しており、厚生年金保険の被保険者であったはずである。

申立期間が厚生年金保険の被保険者期間でないというのは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が、事業所名は明確ではないが、当該期間において勤務していたはずであるので、調査して厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい旨を申し立てている件について、i) 申立人が勤務したとする事業所名が明確ではなかったことから事業所名、所在地及び在職期間のいずれも特定できなかつたこと、ii) A株式会社（E区所在）は、昭和24年11月1日に適用事業所でなくなっているほか、当時の同僚の証言を得ることができなかつたこと、iii) D株式会社の従業員記録等証明書により、申立人の同社における勤務期間は、社会保険庁（当時）の厚生年金保険の被保険者記録とほぼ一致していることが確認できること、iv) このほか、申立人の兄弟も亡くなっている上、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年2月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、A株式会社（E区所在）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和24年11月1日に被保険者資格を喪失した同僚11人のオンライン記録を再調査したところ、うち一人の記録に申立てに係る事業所と同名のA株式会社（B区所在）における被保険者記録が発見されたことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査した結果、当該名簿において、申立人と氏名、生年月日及び厚生年金保険記号番号が同一で資格取得日が25年1月1日、資格喪失日が同年7月7日の未統合の被保険者記録が確認できたことから、事業主は、申立人がA株式会社（B区所在）において厚生年金保険被保険者の資格を同年1月1日に取得し、同年7月7日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A株式会社（B区所在）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における未統合の記録から、5,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、C株式会社の現在の事業主は、「i) 人事記録によれば、申立人は、昭和28年4月1日にD株式会社を吸収合併した当社に移籍し、F課に配属となっている、ii) 厚生年金保険料の給与からの控除については、資料が無いため不明であるが、D株式会社当時と同様に控除していたはずである。」旨を供述している上、同年4月1日にD株式会社からC株式会社に移籍したほとんどの同僚が同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和28年5月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明と供述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①のうち、昭和24年11月1日から25年1月1日までの期間及び同年7月7日から26年7月9日までの期間については、適用事業所名簿によるとA株式会社（E区所在）は、24年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日後において適用事業所であった記録は確認できない。

また、A株式会社（E区所在）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和24年11月1日に被保険者資格を喪失した同僚11人のうち、6人はA株式会社（B区所在）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できるが、いずれも資格取得日は25年1月1日、資格喪失日は同年7月7日となっている。

さらに、両事業所の事業主は、住所が不明で照会できず、厚生年金保険料の事業主による控除について確認できなかったほか、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年6月16日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月16日から21年1月10日まで

A県に疎開してきていたB株式会社C所に入社したのは昭和20年6月16日であったが、厚生年金保険加入記録では資格取得日が21年1月10日となっており、申立期間の記録が欠落している。会社の任命書と厚生年金保険被保険者証を持っているので、申立期間に被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているB株式会社の任命書、同社の回答及び申立人の具体的な供述から判断すると、申立人は、昭和20年6月16日から21年6月10日までの期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名、かつ、同一生年月日（ただし、月が相違）の者の資格喪失日の記載は無いものの、資格取得日が昭和20年6月16日となっている基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認できる。

さらに、B株式会社が保管する厚生年金保険番号簿においても、同名簿と同様の記録が確認できるところ、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証に記載されている生年月日（申立人の生年月日とは相違している。）と記号番号が同名簿及び同番号簿における生年月日及び記号番号と

一致していることを踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は申立人の記録と認められる。

なお、当該記録には資格喪失日の記載が無いが、i) B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得日は昭和21年1月10日、資格喪失日は同年6月11日と記載されていること、ii) 同社では、「申立人が勤務していたC所に関する資料は保存されておらず、同所の設立日、廃止日は確認できないが、戦後、同所の廃止を含めた社内組織の改正等に伴い、被保険者資格の再取得手続がなされた可能性がある。」としていることから判断すると、申立人の当該事業所に係る資格喪失日は、同名簿における21年6月11日であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年6月16日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における未統合記録から確認できる標準報酬の記録から70円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から9年10月1日まで
有限会社Aにおける平成6年11月から9年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額について、国（厚生労働省）側の記録では、6年11月から9年9月まで41万円だったものが、全て9万2,000円に引き下げられているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成6年11月から9年8月まで41万円と記録されていたところ、同年8月15日付けで、申立人を含む取締役計5人の標準報酬月額が遡って訂正されており、申立人については、標準報酬月額が、6年11月まで遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、有限会社Aの商業登記簿謄本により、申立期間当時は取締役であったことが確認できるが、複数の同僚は、「申立人の業務は、B職である。社会保険に関する手続は、平成18年頃まで全て経理担当事務員が行っており、同事務員が在職中に亡くなった後は、代表取締役が行っていた。」と供述している。

また、日本年金機構C年金事務所から提出された平成9年度滞納処分票の事蹟によると、当該事業所は申立期間当時において社会保険料を滞納していたことが確認できるとともに、滞納整理に係る相談は全て事業主が行っていることが確認できることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成9年8月15日付けで行われた遡及

訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所（当時）において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の6年11月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和39年6月20日から同年12月30日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA船舶所有者における資格取得日に係る記録を39年6月20日に、資格喪失日に係る記録を39年12月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月25日から40年1月3日まで
船舶所有者のA氏のもとで昭和33年12月から41年1月までB職として籍を置いており、航海に出ていた期間は、船員保険に加入していた。申立期間前後の船員保険の記録は判明しているのに、申立期間にC船(D市)に乗っていた期間のみが船員保険の記録が見つからない。船員手帳には乗船の記録が残っているので、調査の上、船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳によると、申立人は、A船舶所有者のC船に昭和39年5月25日付けでE市において雇入れされB職として乗船し、40年1月3日付けでD市において雇止めとなって下船していることが確認できる。

また、A船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿と申立人の船員手帳の記録を確認照合したところ、申立期間以外の全ての船員手帳の乗船記録について、雇入期間に対応した船員保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人は、「自分は、B職で歩合給のほかに固定給が付いていたので、歩合給だけの船員とは違い、労災保険も含まれている船員保険に

はいつも入っていて保険料は引かれていたはずである。」と供述しているところ、C船に係る船員保険被保険者名簿で昭和31年6月1日から37年6月23日まで同船舶において前任のB職として記録が確認できる同僚は、当時の船舶所有者の乗組員に対する船員保険の取扱いについて、「船長、機関長、漁長、局長（B職）などの幹部乗組員は、船員保険に加入させており、自分がA氏の船に乗っていた期間で、船員保険の加入が抜けている期間はない。」と供述しており、同名簿において、船舶所有者が同船の幹部乗組員である船長、機関長、漁長及び局長（B職）の全員について、船員保険に加入させていることが確認できる。

加えて、C船に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間に係る同船舶の船長、機関長及び漁長の被保険者記録は、資格取得日が昭和39年5月1日、資格喪失日が同年12月30日であることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間のC船への乗船がF港ではなくG港だったことについて、「それまで乗っていたH船が先に漁に出てしまい、置いて行かれたので、C船に乗ることとなった。I地からJ地まで乗船するために列車で行った記憶がある。」と供述しており、C船に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間に係る船長と同じ昭和39年5月1日に船員保険の被保険者資格を取得している同船のB職が、同年6月20日に被保険者資格を喪失していることを踏まえると、申立人と乗り代わったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月20日から同年12月30日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のC船に係る船員手帳の給料月額から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に亡くなっていて、事業は30年前に廃業しており、確認できる関連資料が無く不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成2年10月1日から3年11月21日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月26日から3年11月21日まで
株式会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受けていた給料より低い額となっている。このうち、平成2年10月から3年10月までの期間について、年金事務所から標準報酬月額が資格喪失後に遡って減額訂正されているとの説明があったが、そのようなことは全く知らなかった。また、元年5月の入社時から2年9月までの期間の給与も記録よりも多く支払われていたと記憶しているので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成2年10月1日から3年11月21日までの標準報酬月額については、オンライン記録の被保険者資格記録照会回答票において、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、株式会社Aが適用事業所ではなくなった日（4年3月31日）より後の同年5月8日付けで、2年10月に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間のうち平成2年10月1日から3年11月21日までについては、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間のうち、平成元年5月26日から2年10月1日までの期間については、株式会社Aに係る被保険者資格記録照会回答票により、申立人と同時期に資格取得した複数の同僚の標準報酬月額が申立人と同額又はほぼ同額であることが確認できる上、当該事業所が職業安定所に届け出た申立人の賃金月額は厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、複数の同僚は「当時、支給されていた給与額についてはっきりと覚えてはいないが、自分についての日本年金機構の記録に疑問は持っていない。」と供述しているほか、オンライン記録には申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡も無い。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は所在不明のため申立ての事実について供述を得ることができず、このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成元年5月26日から2年10月1日までにについて申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年6月21日に、A株式会社（D営業所、事業所整理記号番号は「*」）における資格取得日に係る記録を同年6月21日に訂正し、同年6月及び同年7月（以下「当該期間」という。）の標準報酬月額に係る記録を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月30日から同年8月1日まで

昭和47年3月27日にA株式会社C工場に入社し、工場研修を修了した同年4月中旬頃に同社D営業所に配属された。以後50年9月末日に退職するまで、A株式会社に継続して勤務していたが、47年7月の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の供述並びに同僚の被保険者記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（同社C工場から同社D営業所（事業所別被保険者名簿の名称はA株式会社でD営業所の表記は無し。）に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人から提出された昭和47年7月分の給与明細書において都市手当が支給されていること、当該都市手当の支給額が1か月分の5,000円であること、及び事業主は、「給与締切日は20日である。」と供述していることから、同年6月21日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、同社D営業所における昭和47年8月のオンライン記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保険料を納付したかどうかは資料が無く不明。」と供述しているところ、社会保険事務所（当時）の記録におけるA株式会社D営業所の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和47年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月5日から同年9月1日まで

年金記録確認B地方第三者委員会に対して、かつて一緒にA株式会社から同社の関連会社であるC株式会社に出向していた同僚が、出向していた期間のうちの昭和42年4月5日から同年9月1日までの厚生年金保険の加入記録が無かった旨の申立てをしたとのことで、私にも問い合わせがあった。

私も心配になって、年金事務所で自分の記録を確認したところ、B第三者委員会に申立てをしていた当時の同僚と同様に、昭和42年4月5日から同年9月1日までの厚生年金保険の加入記録が無かった。

昭和35年4月1日からA株式会社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録では、申立人は、A株式会社において、昭和35年3月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、申立期間中も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社は、「C株式会社は、当社の関連企業で、昭和42年4月*日設立の法人であり、申立人達は同日付けでA株式会社からC株式会社に出向したものと考えられ、同社の体制が整うまで同社に係る給与事務を当社が行っていたと思われる。」旨の供述をしている。

さらに、A株式会社は、「当社からC株式会社に出向した者については、継続して勤務していたものと考えられ、勤務期間に空白期間はなかったはずで、申立人にも当然に給与が支払われていたものと考えられる。本来であれば、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当するまでは、当社の被保険者として、厚生年金保険に加入させるべきであったが、誤って資格喪失に係る届出を提出してしまった。」旨の供述をしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人がA株式会社の厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社における昭和42年3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の被保険者資格に係る届出を誤って提出した旨の回答をしていることから、事業主は昭和42年4月5日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和63年11月から平成元年9月までの期間を44万円に、同年12月については53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月1日から平成4年2月1日まで
社会保険庁（当時）の記録では、昭和59年8月から平成4年1月までに勤務した株式会社Aに係る標準報酬月額の記録が、保険料控除額をもとに計算した標準報酬月額と差異がある。給料明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額の確認と訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所有している給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与支給額から判断すると、申立期間のうち、昭和63年11月から平成元年9月までの記録を44万円に、同年12月の記録を53万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月から 63 年 10 月まで、平成元年 10 月、同年 11 月及び 2 年 1 月から 4 年 1 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を平成3年4月から同年9月までは41万円、同年10月から4年9月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月1日から同年8月21日まで
② 平成3年4月1日から4年10月31日まで
③ 平成4年10月31日から5年9月1日まで

申立期間①については、日本年金機構の記録では、株式会社Aにおける厚生年金保険資格取得日が平成元年8月21日となっているが、実際は約半年前の同年2月1日に同社に入社したため、取得日に相違がある。

申立期間②については、同社における標準報酬月額が遡って9万8,000円に訂正処理されていることに納得がいかない。

申立期間③については、同社における雇用保険の離職日が平成5年8月31日となっていることから、厚生年金保険の資格喪失日は同年9月1日となるはずである。

以上、申立期間について、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、被保険者記録照会回答票において、申立人に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額については、当初、平成3年4月から同年9月までは41万円、同年10月から4年9月までは30万円と記録されていた。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年10月31日より後である5年4月1日に、申立人の申立期間②における標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認でき

るが、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を遡って行う合理的な理由はない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成3年4月から同年9月までは41万円、同年10月から4年9月までは30万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間①について、申立人は、株式会社Aにおける厚生年金保険資格取得日は、平成元年2月1日であると主張しているが、当時の総務・経理担当者からは、「申立人の入社日については、関連資料等が無く不明であるが、当時は、同社において社員の入・退社が頻繁であったため、試用期間を3か月設けており、社会保険及び雇用保険の加入は試用期間後であったと記憶している。入社日と厚生年金保険資格取得日が相違していても、加入していない期間については、厚生年金保険料は控除していない。」旨の回答が得られた。

また、雇用保険の記録から、申立人の資格取得日は厚生年金保険の資格取得日と同日である平成元年8月21日であることが確認でき、申立人と同じB職であったとする同僚は、「私は、元年4月1日に同社に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は、同年8月21日からである。」と回答している。

さらに、履歴事項全部証明書から、同社は商法第406条の3（休眠会社の整理）により、平成14年12月*日に解散していることが確認できる上、当時の代表取締役は申立人の資格取得日、保険料控除等について照会するも回答は得られなかった。

- 3 申立期間③について、申立人は、同社において平成5年8月31日まで勤務していたと主張しているところ、雇用保険の記録から、申立人の主張するとおり、申立人は、同年8月31日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、「いつだったかははっきり覚えていないが、会社から『今後、厚生年金保険の適用事業所ではなくなるので、各自国民年金に切り替えるように。』と説明を受けた。」と供述しているところ、申立人及び申立期間③において同社に在籍していたと主張する同僚一人についても、オンライン記録から、当該期間における国民年金保険料が納付済みとなっている記録が確認できる。

- 4 申立人が記憶する同僚を含め、申立期間①及び③（以下「両申立期

間」という。) 当時に同社において被保険者記録のある同僚4人に照会し、そのうちの3人から回答が得られたが、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月9日から30年12月10日まで
② 昭和31年4月21日から33年3月21日まで
平成22年9月に、日本年金機構から脱退手当金を確認するはがきが届き、脱退手当金の受給を初めて知った。受給した記憶が無いので、申立てをする。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と1,978円相違している上、その原因は不明である。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととされている日から約1か月後に別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 6 日から 42 年 9 月 5 日まで

日本年金機構から届いた通知を見たら株式会社Aでの期間が脱退手当金として支給されていることを知った。私は脱退手当金を請求、受給していない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年3か月後の昭和43年12月25日に支給されたこととなっている上、申立人が勤務していた株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性の同僚のうち脱退手当金の受給資格がある34人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人以外に脱退手当金を受給している者がいないことから、事業主による代理請求は考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間及び申立期間と支給決定日の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立期間前の有限会社Bに係る被保険者期間は、1年近くあることから、請求を失念するとは考え難い上、申立期間後の有限会社Cに係る被保険者期間は、株式会社Aと同一の厚生年金保険被保険者番号で管理されていたことから被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

埼玉国民年金 事案 3925 (事案 2662 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月までの期間、41 年 1 月から 42 年 9 月までの期間、43 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 44 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月まで
② 昭和 41 年 1 月から 42 年 9 月まで
③ 昭和 43 年 4 月から同年 12 月まで
④ 昭和 44 年 3 月

申立期間①から④までの期間について、A 区で国民健康保険に加入すると、国民年金にも自動的に加入し、同区から国民健康保険と国民年金の納付書が同時に送付され、同区の窓口で保険料を納付したこともあるし、集金人に保険料を納付したこともあるので、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち前回申立てのあった昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、申立期間②のうち前回申立てのあった 41 年 2 月から 42 年 8 月までの期間並びに申立期間③及び④については、B 社会保険事務所 (当時) において、国民年金手帳記号番号払出簿の申立期間及びその前後に申立人の氏名は確認できない上、申立人は、通常は A 区役所から送付された納付書により、同区役所の窓口で現金で国民年金保険料を納付したとしているが、同区では、当時は印紙検認方式であり、国民年金加入者に納付書を送付することはなかったとしているなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

新たな申立期間 (昭和 37 年 4 月から 40 年 6 月までの期間、41 年 1 月及び 42 年 9 月) を含めて、今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資

料は無いとしている上、A区で国民健康保険に加入すると、国民年金にも自動的に加入したとしているが、同区では、国民健康保険に加入しても、国民年金に自動的に加入することはなかったとしている。

なお、申立人は、平成5年又は6年に、C社会保険事務所（当時）の相談窓口で、申立期間に係る国民年金保険料の領収書を提出したとしているが、D年金事務所では、当時の年金相談申出票は保存期限が既に過ぎており、保管していないので、当時の相談受付状況は不明としている。

前回申立てがあった申立期間については、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこと、及び新たな申立期間についても、上記のとおり、申立人の国民年金保険料納付を確認できる事情は無いことなどから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3926 (事案 2662 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 46 年 3 月までの期間、51 年 1 月から同年 3 月までの期間、57 年 2 月から 58 年 8 月までの期間、61 年 12 月、62 年 4 月から同年 6 月までの期間、平成元年 7 月から同年 12 月までの期間及び 3 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 57 年 2 月から 58 年 8 月まで
④ 昭和 61 年 12 月
⑤ 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで
⑥ 平成元年 7 月から同年 12 月まで
⑦ 平成 3 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①から⑦までの期間について、A 市で国民健康保険に加入すると、国民年金にも自動的に加入し、同市から一緒に送付された納付書により、国民健康保険と国民年金の保険料を銀行で納付したこともあるし、集金人に保険料を納付したこともある。

今回新たに、国民健康保険と国民年金の保険料額を合算した領収書、A 市役所の職員が保険料額を書いたメモ及び交通事故の示談書を提出するので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 新規の申立ての申立期間①について、申立人は、A 市役所から送付された納付書により、国民年金保険料を納付したとしているが、同市では、国民年金保険料を納付書により納付できるようになったのは、申立期間①より後の昭和 48 年 4 月からであるとしている。

また、日本年金機構 B 事務センターでは、国民年金手帳記号番号払出

簿検索システムで、C地管内について、申立期間①を含む社会保険オンラインシステム導入前の期間を検索したが、申立人の国民年金手帳記号番号は確認できなかつたとしており、D年金事務所でも、申立期間①について国民年金手帳記号番号払出簿による調査を実施したが、同払出簿に申立人の氏名は確認できなかつたとしている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②のうち前回申立てのあった昭和 51 年 1 月及び同年 2 月並びに申立期間③から⑦までについては、E社会保険事務所（当時）において、社会保険オンラインシステム導入前に作成していた国民年金手帳記号番号払出簿の当該期間及びその前後に申立人の氏名は確認できず、申立人の年金手帳に記載の被保険者資格取得日は、申立期間④より後の 61 年 12 月 16 日となっているなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

新たな申立期間（昭和 51 年 3 月）を含めて、今回の申立てにおいて、申立人は、国民健康保険と国民年金の保険料額を合算したとする領収書（郵便振替払込金受領証。62 年 10 月 28 日以降の受付局の日付印有り）を提出しているが、当該領収書には、対象期間及び国民年金保険料である旨の記載が無く、A市でも、国民健康保険と国民年金の保険料額を合算した領収書であるか不明としているなど、国民年金保険料の納付を示す資料であると判断することはできない。

また、申立人は、国民健康保険と国民年金の保険料額を合算した金額を記載したとする手書きのメモ（「金額」、「67 年度迄完了」、「F」と記載）を提出し、当該メモはA市役所の職員が書いたものであるとしているが、当該メモには、年月日及び国民年金保険料である旨の記載等が無く、同市では、当該メモの意味について判断できないとしている。

さらに、申立人は、昭和 46 年 11 月 26 日付けの交通事故の示談書に、46 年 10 月 1 日以後の通院治療費に関しては、国民健康保険を使用する旨の記述があるので、国民年金にも加入していたと主張しているが、A市では、当時国民健康保険に加入した者が自動的に国民年金に加入して

いたかについて、当時の資料が無いので不明であるが、現在は加入手続はそれぞれの窓口で行うことになっているとしている。

なお、申立人は、平成5年又は6年に、G社会保険事務所（当時）の相談窓口で、申立期間に係る国民年金保険料の領収書を提出したとしているが、H年金事務所では、当時の年金相談申出票は保存期限が既に過ぎており、保管していないので、当時の相談受付状況は不明としている。

前回申立てがあった申立期間については、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこと、及び新たな申立期間についても、上記のとおり、申立人の国民年金保険料納付を確認できるような事情は無いことなどから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年10月から12年3月まで
平成5年*月(20歳到達時)から16年3月まで学生であり、申立期間以降について、国民年金保険料の免除申請を行った。
しかし、平成12年4月から16年3月までは正しく記録されているが、申立期間については国民年金保険料の未納期間とされているので、保険料の免除期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、6回の国民年金保険料の免除申請が必要となるが、A市及び日本年金機構B事務センターでは、申立期間当時の保険料免除関係資料は保管していないとしており、また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間(国民年金被保険者名簿が無い平成9年度分を除く)については、種類欄に「定額」と記載され、オンライン記録で学生納付特例制度による免除期間及び追納となっている12年度については、「学生特」と記載されており、ほかに申立期間に係る申立人の保険料免除申請並びに社会保険庁(当時)及びA市における申立人の保険料免除に関する事務処理の誤りをうかがわせる関連資料等は見当たらない。

なお、申立人の母親は、申立人の弟について、申立人が弟の学生期間であったとする平成9年*月(20歳到達時)から14年3月まで、自分(母親)が国民年金保険料の免除申請申請を行ったと供述しているが、オンライン記録によると、当該期間のうち、9年6月から12年3月までは保険料の未納期間(12年4月から14年3月までは学生納付特例制度による免除期間)となっており、A市の国民年金被保険者名簿においても、平成12年度については種類欄に「学生特」と記載されているが、11年度以前

については、種類欄に「定額」と記載されている。

また、申立人は、申立期間の保険料の免除申請手続きをその母親又は自分が行った（一緒に行ったこともある）と主張し、申立人の母親も同様な供述を行っているが、申立期間の最初（平成6年10月から7年3月までの間）の保険料免除の申請手続きについて、申立人は自分が行った覚えが無いので母親が行ったと主張しているものの、その母親は、最初に保険料免除申請した時期については覚えていないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 56 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 53 年*月頃、両親に勧められ A 町役場（現在は、B 市役所）において国民年金の加入手続を行った。

申立期間は仕事をしながら夜間の大学に通っていたので収入があり、国民年金保険料は、同役場において、私が 1 年度ごとにまとめて納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 53 年*月頃、A 町役場において国民年金の加入手続を行い、保険料については、同役場において、申立人が 1 年度ごとにまとめて納付していたとしているが、当委員会が、A 町を管轄する C 年金事務所において、昭和 52 年度から 57 年度までの国民年金手帳記号番号払出簿を閲覧調査したが、申立人の氏名は確認できなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 56 年 4 月から同年 6 月頃までに D 市において夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、53 年 6 月から同年 12 月までは時効により保険料を納付できない期間であり、54 年 1 月から 56 年 3 月までは遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は遡って納付した記憶が無く、また当委員会において、オンライン記録による氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料及び昭和 63 年 2 月から平成 2 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から平成 2 年 3 月まで

申立人である父の申立期間に係る国民年金保険料納付等について、昭和 53 年 7 月に A 市 (現在は、B 市) に転居し、母が A 市役所 (現在は、B 市役所) において国民年金の住所変更手続を行ったと聞いている。また、申立期間のうち、53 年 7 月から 63 年 1 月までは、母が国民健康保険料と一緒に両親二人分の国民年金保険料を納付し、63 年 2 月からは、母が両親及び姉の 3 人分の国民年金保険料に付加保険料を加えて同市役所で納付したと母から聞いている。国民健康保険料の一部は領収書を所持しているが、国民年金保険料については、当時は同市役所の年金窓口で納付の際に領収書の発行はなかったため、所持していないと聞いている。申立期間のうち一部期間については、一緒に納付していた姉の保険料が納付済みとなっている期間もあり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の三男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の三男は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 63 年 1 月までの国民年金保険料について、申立人が 53 年 7 月に A 市に転居した時に、A 市役所において、申立人の妻が国民健康保険料と一緒に申立人夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻からは、高齢のため当時の状況を聴取することはできず、申立人は、既に他界していることから、保険料額、納付時期及び納付状況

等が不明である上、申立人の妻のオンライン記録及び国民年金被保険者台帳（A市）（旧台帳）では、その妻も申立期間が未納と記録されている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から夫婦連番で昭和 50 年 12 月頃に払い出されたと推認されるものの、申立人の被保険者台帳（A市）（旧台帳）には、「昭和 58 年 8 月 13 日 tel する。期間不足のため永久申免にすること。夫は若い頃厚年有とのこと」と記載されており、このことについて、B市役所は、申立人がその時点から納付したとしても、年金を受給する年数を満たさないもので、申立人に対して免除の申請を行うように指導をしたということであると考えられるとしており、58 年 8 月 13 日以降について、申立人は、保険料を納付していない可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人の三男は、昭和 63 年 2 月からは、申立人夫婦及び申立人の長女の国民年金保険料と付加保険料を合わせて、申立人の妻がA市役所で納付したとしているが、申立人の長女のオンライン記録では、63 年 2 月から平成元年 2 月までは国民年金保険料の未納期間、同年 3 月から 2 年 7 月までは、7 年 9 月 12 日に 3 号特例納付の手続を行ったことにより、未納から 3 号特例納付に訂正された期間となっており、当該期間において保険料を納付した記録は無く、申立人の三男の申述とは齟齬がある。

加えて、A市が 141 か月と長期間である申立期間の納付記録を誤るとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び昭和 63 年 2 月から平成 2 年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料及び昭和 63 年 2 月から平成 2 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から平成 2 年 3 月まで

申立期間に係る国民年金保険料納付等については、昭和 53 年 7 月に A 市（現在は、B 市）に転居し、A 市役所（現在は、B 市役所）において国民年金の住所変更手続を行った。

また、申立期間のうち、53 年 7 月から 63 年 1 月までは、国民健康保険料と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、63 年 2 月からは、夫婦及び長女の 3 人分の国民年金保険料に付加保険料を加えて同市役所で納付した。国民健康保険料の一部は領収書を所持しているが、国民年金保険料については、当時は同市役所の年金窓口で納付の際に領収書の発行はなかったため、所持していない。申立期間のうち一部期間については、一緒に納付していた長女の保険料が納付済みとなっている期間もあり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の三男は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 63 年 1 月までの国民年金保険料について、申立人が 53 年 7 月に A 市に転居した時に、A 市役所において、国民健康保険料と一緒に申立人夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間の保険料を納付したとする申立人からは、高齢のため当時の状況を聴取することはできず、保険料額、納付時期、納付状況等が不明である上、申立人の夫のオンライン記録及び国民年金被保険者台帳（A 市）（旧台帳）では、その夫も申立期間が未納と記録されている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者

の資格取得時期から夫婦連番で昭和 50 年 12 月頃に払い出されたと推認されるものの、申立人の夫の被保険者台帳（A 市）（旧台帳）には、「昭和 58 年 8 月 13 日 tel する。期間不足のため永久申免にすること。夫は若い頃厚年有とのこと」と記載されており、申立人の被保険者台帳（A 市）（旧台帳）には、「夫と同様に取扱うこと」と記載されている。このことについて、B 市役所は、申立人がその時点から納付したとしても、年金を受給する年数を満たさないので、申立人に対して免除の申請を行うように指導をしたということであると考えられるとしており、58 年 8 月 13 日以降について、申立人は、保険料を納付していない可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人の三男は、昭和 63 年 2 月からは、申立人夫婦及び申立人の長女の国民年金保険料と付加保険料を合わせて、申立人が A 市役所で納付したとしているが、申立人の長女のオンライン記録では、63 年 2 月から平成元年 2 月までは国民年金保険料の未納期間、同年 3 月から 2 年 7 月までは、7 年 9 月 12 日に 3 号特例納付の手続を行ったことにより、未納から 3 号特例納付に訂正された期間となっており、当該期間において保険料を納付した記録は無く、申立人の三男の申述とは齟齬がある。

加えて、A 市が 141 か月と長期間である申立期間の納付記録を誤るとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び昭和 63 年 2 月から平成 2 年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 11 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月から 55 年 2 月まで

私は、昭和 53 年 12 月に結婚したが、婚姻届と同時かその直後に A 区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付については、余り覚えていないが、領収証は保管していたものの、引っ越しの際に処分してしまった。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 12 月に結婚し、婚姻届と同時かその直後に A 区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」の「被保険者となった日」欄には「昭和 55 年 3 月 4 日」と記載され、「被保険者の種別」欄には「任」に○印が記載されており、オンライン記録でも 55 年 3 月 4 日に任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であると推認され、制度上遡って国民年金に加入し保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から47年9月まで
申立期間の国民年金については、母がA区役所の出張所で加入手続や保険料納付をしてくれたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母がA区役所の出張所で加入手続や保険料納付をしてくれたはずであるとしているが、その母は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和47年11月頃にB区で払い出されたと推認され、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の母がA区役所の出張所で加入手続をしたとする申述に齟齬^{そご}が見られる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から55年9月まで

申立期間の国民年金については、私が、夫婦二人分の保険料をA区役所B所で納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分の国民年金保険料をA区役所B所で申立人が納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和57年10月頃にC区で払い出されたと推認され、その時点では申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンライン氏名検索等により調査したが、申立人にA区から別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、上記の国民年金手帳記号番号の払出時点から遡って保険料を納付することが可能であった申立期間直後の昭和55年10月から57年9月までの保険料を納付していることが確認でき、申立人は、この納付期間を申立期間と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 51 年 1 月までの期間及び 54 年 3 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月から 51 年 1 月まで
② 昭和 54 年 3 月から同年 6 月まで

申立期間①について、昭和 50 年 9 月に会社を退職後、1 週間か 2 週間ほどたってから A 市役所に行き、国民健康保険と国民年金に加入し保険料を納付していた。

申立期間②について、昭和 54 年 3 月に会社を退職後、B 駅前にある C 区役所の出張所に行き、国民健康保険と国民年金に加入し保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであるので、申立期間が未加入期間になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 50 年 9 月に会社を退職後、1 週間か 2 週間ほどたってから A 市役所に行き、国民健康保険と国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が明確でなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 8 月頃払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 54 年 3 月に会社を退職後、B

駅前にある区役所の出張所に行き、国民健康保険と国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述のとおり昭和 61 年 8 月頃払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間②は時効により保険料を納付できない期間である。

- 3 オンライン記録によると申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間であると考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 19 年 2 月及び同年 3 月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 2 月及び同年 3 月

平成 19 年 2 月 20 日に、任意加入の相談のために行った A 市役所で付加年金のことで知り、付加保険料納付の申出を行った。直後に、国民年金付加保険料納付申出書受理通知書と申立期間に係る付加保険料の納付書が届いたので、同年 2 月 26 日から同年 2 月 28 日までの間に、B 金庫 C 支店で 2 か月分 800 円を納付した。申立期間に係る付加保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 19 年 2 月 26 日から同年 2 月 28 日までの間に、B 金庫 C 支店で申立期間の付加保険料 800 円を納付したと主張しているが、同支店に対し、当該期間における申立人の付加保険料納付状況を照会したところ、書面により「該当ありません。」との回答があった。

また、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から同年 4 月まで
結婚直後の昭和 45 年に、A 市役所かその出張所で国民年金の加入手続をし、その後 A 市役所かその出張所で保険料を納付していた。現在所持している「国民年金保険料納入証明書」が、申立期間の保険料を納付した証明になると思うので、当該期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚直後の昭和 45 年に、A 市役所又はその出張所で国民年金の加入手続をし、その後 A 市役所又はその出張所で保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録から同年 5 月 4 日に任意加入していることが確認でき、その時点では、任意加入期間の未加入期間であった申立期間は、制度上保険料を遡って納付することはできない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立人が所持する「国民年金保険料納入証明書」が申立期間の保険料を納付した証明になると主張しているが、同証明書は、昭和 46 年 2 月 27 日付けの B 長名の文書であり、「年間納付額 ¥2,100」と記載されているものの、A 市では当該文書がどのような性格のものか不明であるとしている上、納付期間に関する具体的な記載が無く、記載されている金額「¥2,100」は、申立人が所持する国民年金手帳から同年中の納付が確認できる金額（同年 5 月から同年 10 月までの保険料、2,300 円）及びその金額に申立期間の保険料を加えた金額（同年 2 月から同年 10 月までの保険料、3,050 円）のいずれの金額とも相違しているなど、同証明書

から申立ての事実を確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から37年10月1日まで
有限会社A（現在の後継会社は、株式会社B）が経営するC店でD職として昭和35年10月ころから37年9月ころまでパート勤務をした。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、この期間が厚生年金保険に未加入になっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚37人に照会して26人から回答があり、そのうちの二人が、「申立人は、期間は特定できないが、申立期間当時、有限会社AのC店で勤務していた。」としていることから、当該会社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、申立期間当時、有限会社Aで経理事務を担当していた同僚は、「当時、パート勤務者は社会保険に加入させていなかった。」と供述しており、他の同僚の一人も、「当時、パート勤務者は社会保険に加入できなかった。」と供述している。

また、同僚37人に照会して26人から回答があり、申立人が勤務していたとする二人を除く24人は、申立人の申立期間の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について、いずれもが不明と回答している上、株式会社Bは、「当時の記録は保存期間を経過し廃棄されており、申立人の申立期間に係る社会保険の資格の取得喪失、保険料の控除及び納付については不明である。」と回答している。

さらに、申立人が提出した国民年金手帳によると、国民年金の任意加入被保険者資格取得日が昭和35年10月28日で、保険料納付済記録は36年

4月から48年12月まで連続して納付していることが認められ、厚生年金保険の当該申立期間と重複している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に係る健康保険証番号は連番となっており欠番は無く、申立人の記録は見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月2日から28年3月30日まで
② 昭和29年1月8日から30年5月1日まで
③ 昭和30年6月1日から33年6月1日まで
④ 昭和33年6月1日から35年12月28日まで

年金事務所の記録では、申立期間①のA社、申立期間②及び③のB社、申立期間④のC株式会社に勤務していた期間が、脱退手当金支給済期間となっているが、受給した記憶は無いので、調査して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたとする昭和36年3月30日の2か月前の同年1月30日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、C株式会社に係る資格喪失日（35年12月28日）から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 1 日から 61 年 7 月 1 日まで
私が A 株式会社に入社したのは、昭和 58 年 8 月 1 日であるが、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は 61 年 7 月 1 日となっている。申立期間当時の給与から保険料を天引きされていたこと、及び健康保険に加入していたことを記憶している。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び多数の元同僚の供述から、申立人が申立期間に A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立人の勤務状況及び申立期間の厚生年金保険の資格取得届出についての当時の資料は保存しておらず不明である。」と回答するとともに、昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの申立人の給与明細書が保存されていたとして、当該期間の申立人に係る給与明細書を 3 枚提出した。当該給与明細書によると、同年 7 月の給与明細書では厚生年金保険料が控除されていないが、同年 8 月及び同年 9 月の給与明細書では、標準報酬月額 22 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、この標準報酬月額はオンライン記録上の申立人の同年 7 月の標準報酬月額と一致する。事業主は、「給与からの社会保険料の控除は翌月控除であることを踏まえると、61 年 7 月の厚生年金保険料を同年 8 月の給与から控除しているので、同年 7 月の給与明細書から保険料控除していないということは、申立期間は申立人の給与から厚生年金保険料を控除しておらず、また、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していないと考えられる。」と回答している。

また、申立期間のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる元同僚 12 人に照会したところ4人から回答があり、4人全員が「申立期間当時は厚生年金保険に加入するか否かは選択希望制であって、若い人は手取りの金額が多い方がいいと思ひ、加入しない人が多かった。」と供述している。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和 61 年7月1日となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から35年8月31日まで
② 昭和37年7月1日から38年5月1日まで

申立期間①はA区にあるB社に、申立期間②はC区にあった株式会社Dに勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社の事業主の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、E年金事務所では、適用事業所名簿及びオンライン記録にB社に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いとしており、同店の事業主も、同店は今まで厚生年金保険の適用事業所になったことはなく、当時の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）は無いが、申立人の給与から保険料を控除していないはずであるとされている。

また、申立人は、同僚の氏名を覚えていないとしており、同僚から、申立人の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、株式会社Dについては、法務局において、商業

登記が確認できず、E年金事務所では、適用事業所名簿及びオンライン記録に同社に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いとしている。

また、上記のとおり、申立事業所を特定できないこと、及び申立人は、同僚の氏名を覚えていないとしていることから、申立事業所の事業主及び同僚から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できない。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案4764（事案2260の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月1日から48年11月5日まで
② 昭和50年9月20日から51年1月25日まで

申立期間①はA株式会社（商業登記によれば、昭和49年2月にB株式会社に商号変更）に、申立期間②はB株式会社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

今回新たに、在職証明を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①（前回申立時の申立期間は、昭和45年11月1日から48年11月5日まで）及び②については、申立期間①の一部期間の雇用保険被保険者記録並びに両申立事業所の元事業主及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるが、元事業主は当時の資料が無く、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の給与からの控除等については不明としており、同僚からも申立人の保険料控除について供述が得られないなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から提出された両申立事業所における申立期間①及び②を含む期間の履歴に関する書類（申立人が作成し、両申立事業所の元事業主が署名、押印した書類）により、申立人が申立期間①及び②当時、両申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、元事業主は、今回の再照会に対し、申立期間当時の厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）は無く、申立人の申立期間①及

び②に係る保険料の給与からの控除については不明としており、新たに照会した同僚からも、申立人が保険料を事業主により給与から控除されていたと判断できる供述を得られない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 10 月 2 日まで
申立期間について、A区にあったB株式会社に営業社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から、期間の特定はできないものの、申立人がB株式会社に勤務していたとの供述を得られたが、同社の同僚は、管理職以外の一般職の営業社員は当時ほとんど厚生年金保険に加入していなかったと供述していること、同社において営業職であったと供述する同僚の中には、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い者及び入社したとする日から被保険者資格を取得するまで約1年の期間がある者が認められることを踏まえると、当時、申立事業所においては、全ての社員について必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、オンライン記録によれば、B株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は所在不明で照会ができない上、同僚からも、申立人の申立期間の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

さらに、申立人のB株式会社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで
② 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで

申立期間①においてはA株式会社に、申立期間②においてはB株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚から、申立期間①当時、申立人がA株式会社に勤務していたとの供述は得られたものの、申立期間①において勤務していたとする同僚の申立期間①における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立人は、当時の従業員数は 20 人程度であったとしているところ、同社に係るオンライン記録によると、申立期間①における被保険者数は7人であったことが確認できることから、同社においては、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、事業所記号簿及びオンライン記録によると、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは、申立期間①の途中の昭和 43 年 11 月 1 日である。

さらに、A株式会社は既に解散し、当時の事業主も他界しているなど、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除について確認できない上、同僚からも、申立人の保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、同僚から、申立期間②当時、申立人がB株式会社に勤務していたとの供述は得られたものの、B株式会社では、申立期間②当時の厚生年金保険関係資料は無いことから、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除等については不明としている上、同僚からも、申立人の保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

なお、申立人が申立期間②においてB株式会社に勤務していたとする複数の同僚の申立期間②における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 20 日から 44 年 3 月 1 日まで
申立期間は、有限会社A（現在は、株式会社B）において勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの事業主及び同僚から、申立期間当時、申立人が有限会社Aに勤務していたとの供述は得られたものの、申立人が一緒に勤務したとする複数の同僚について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に被保険者記録が確認できないところ、同社の事業主及び同僚からは、申立期間当時、厚生年金保険に加入していない者もいたと思うとの供述が得られることを踏まえると、同社においては、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、株式会社Bでは、申立期間当時の厚生年金保険関係資料は無く、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得及び厚生年金保険料控除については不明としている上、同僚からも申立人の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

なお、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健保番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで
申立期間は、有限会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料を引かれていたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aと合併した有限会社B及び有限会社Aの申立期間当時の事業主は、有限会社Aに関する厚生年金保険関係資料等は保存しておらず、申立人の厚生年金保険の加入等については不明としている上、同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
昭和 37 年 3 月に中学校を卒業後、同年 4 月 1 日に A 株式会社（現在は、B 株式会社）C 工場に入社したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様に昭和 37 年 4 月 1 日に入社したとする複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において A 株式会社 C 工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 株式会社 C 工場に申立人と同じ時期に入社したとする同僚は、中学校卒業後入社した者については、しばらく様子を見るために 10 か月から 1 年ほど厚生年金保険に加入させていなかったのではないかとしており、申立人と同じ時期に中学校を卒業し同社に入社したと考えられる複数の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における被保険者資格取得日は、申立人と同じ日となっている。

また、B 株式会社では、厚生年金保険料の控除等を確認できる書類を保管していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については不明としている。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 28 日から同年 10 月 1 日まで
株式会社Aには、昭和 50 年 8 月 29 日から同年 9 月 30 日まで勤務しており、2 か月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたのに、被保険者期間が 1 か月間であるのはおかしい。厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年 10 月 1 日に訂正し、申立期間についても被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料支払明細書により、申立人は、株式会社Aに入社した昭和 50 年 8 月及び退社した同年 9 月の厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかしながら、上記の給料支払明細書のうち退社時の給料支払明細書（昭和 50 年 10 月分）には、「9 月 21 日～9 月 27 日」と記載されているところ、株式会社Aでは、この「9 月 27 日」は申立人の退社日に当たるとしている。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の株式会社Aの離職日は、昭和 50 年 9 月 27 日となっている。

なお、株式会社A提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、同社は、申立人の被保険者資格喪失日を昭和 50 年 9 月 28 日と届け出ている。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資

格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 50 年 9 月 28 日であり、申立人の主張する同年 9 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 3 日から 13 年 3 月 29 日まで

申立期間に勤務した株式会社Aにおける給与額は 41 万円から 45 万円であり、大幅な変動があった記憶は無いが、当該期間に係る標準報酬月額が 28 万円から 41 万円の間で変動している。標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、28 万円から 41 万円の間で変動しているが、当該期間における報酬月額は 41 万円から 45 万円であり、大幅な変動があった記憶は無いとして申し立てている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録により、申立人の資格取得時の賃金月額は 32 万円であり、オンライン記録による株式会社Aに係る厚生年金保険資格取得時の標準報酬月額と一致している上、申立人の申立期間に係る雇用保険受給資格者証における離職時賃金日額は 1 万 810 円（月額換算 32 万 4,300 円）と記録されていることが確認できる。

また、株式会社Aは既に解散しており、当時の事業主は再三の問い合わせに回答が無く、申立人の厚生年金保険に係る届出、保険料控除及び報酬月額について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録により、申立人が記憶する店長の標準報酬月額推移は、申立人の標準報酬月額推移とほぼ同様である上、申立人と同時期に被保険者であった者 3 人の標準報酬月額も申立人とほぼ同額であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月20日頃から34年10月末頃まで
中学校を卒業後、A高等学校（夜間部）に通いながら、B区にあったC株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、この会社で勤務していた記録が無い。
しかし、会社を辞めるときにもらった社名入りのアルバムを保存しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、C株式会社の社名入りアルバムを保存していること、及び複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立期間当時において、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和44年1月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の49年12月*日付けで法人が解散され、申立期間当時の取締役全員が他界していることから、申立人の勤務実態を確認することができない。

一方、当該事業所について、複数の同僚が、申立期間当時は200人ぐらいが勤務していたとしているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、187人の被保険者が確認できることから、申立期間当時、当該事業所における従業者数と被保険者数の間では、わずかながら差異があった可能性が考えられる。

また、申立人は、「申立期間当時は、夜学に通っており、終業時間よりも1時間早く仕事を終えていた。」と記憶している上、申立人が勤務していたことを記憶している同僚は、「夜学に行っているので皆勤賞をもらえ

ず、給料が少ないと誰かが言っていた。」と供述していることから、当該事業所における定時制高等学校通学者の処遇及び社会保険の加入についての取扱いは、正社員と異なるものであったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立期間当時の取締役全員が亡くなっていることから、供述を得ることができない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間を含めた昭和32年4月1日から35年12月1日までの期間に、180人の被保険者資格取得者が確認できるが、当該名簿に申立人の氏名は見当たらない上、同名簿の健康保険証番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 1 日まで
昭和 33 年 4 月 1 日に株式会社Aに入社したが、一緒に入社した同僚の厚生年金保険の資格取得日が 33 年 5 月 15 日であるのに、私の資格取得日は 34 年 3 月 1 日となっているので、正しい資格取得日に訂正し、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に入社したとする同僚は、「高校を卒業して株式会社Aに入社した。同期入社は申立人と二人だった。」と供述しており、また、申立人は、ほかの同僚から提出のあった「昭和 33 年 8 月 A時代」と裏面に記載された写真を撮影した同僚宅への訪問を記憶していることから、申立人が厚生年金保険の資格取得日（34 年 3 月 1 日）より以前から当該事業所に勤務していたことがうかがえるものの、同社元事業主及び元従業員は、申立人の入社時期や厚生年金保険料の控除については記憶が無いと供述している。

また、同僚照会において、自分は昭和 32 年頃から勤務したと回答した同職種の同僚について、申立人も当該同僚が自分より先に入社していたと供述しているが、当該同僚の厚生年金保険の資格取得日は、申立人が入社したとする日（33 年 4 月 1 日）よりも後の 33 年 5 月となっており、当時の株式会社Aでは必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていたとは言えないことがわかる。

さらに、厚生年金保険被保険者番号払出簿から、申立人と一緒に入社したとする同僚及び申立人の厚生年金保険被保険者番号は、それぞれ資格取得日の昭和 33 年 5 月 15 日付け及び 34 年 3 月 1 日付けで採番された番号

であることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間の整理番号は連続しており、欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から7年7月30日まで
私が株式会社Aに勤務していた際の給料は、基本給 20 万円であったが、ねんきん定期便では、標準報酬月額が9万 8,000 円とされている。給料明細（書）を提出するので、調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

この度、申立人から提出された申立期間に係る給料明細（書）によると、申立人の申立てどおり、基本給欄にはおおむね 20 万円の金額が記載されているものの、同明細（書）に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（9万 8,000 円）と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、被保険者資格記録照会回答票（資格記録）及び同票（訂正・取消済資格記録）においても、申立人の申立期間の標準報酬月額について、遡って訂正が行われた形跡は無い。

埼玉厚生年金 事案 4788 (事案 2333 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 31 日から 41 年 1 月 1 日まで
前回非あっせんの通知をもらったが、納得がいかないので、再度申立てをする。

申立期間は年末年始の休みではあったが、31 日まで A 社に勤務していたのだから、同社の事務員は間違いなく厚生年金保険料を私の給与から控除している。B 市役所の法律相談で担当弁護士に相談したところ、当該弁護士からも、「給与から当該保険料が差し引かれているのは間違いない。」と言われた。申立期間について、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 当時の事業主は既に死亡しており、また、現在の事業主は申立てに係る調査について、当時の資料が無く不明と回答しているため、当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないこと、ii) 当時の同僚に、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認をしたが、具体的に記憶している者はいなかったこと、iii) 申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 1 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の主張に加え、B 市役所の法律相談において、担当弁護士から、「申立期間の厚生年金保険料は、給与から差し引かれていることは間違いない。」と言われたと新たに主張しているが、有限会社 A 社から提出のあった申立人に係る被保険者資格喪失確認通知書から、申立

人の同社における退職日は昭和 40 年 12 月 30 日であり、厚生年金保険資格喪失日は、同年 12 月 31 日であることが確認できる上、同社から、申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたことを確認できる賃金台帳等の資料は無い旨の回答があった。

このほか、申立人は、新たな資料や情報は提出しておらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年3月31日まで

日本年金機構の記録によれば、A会（現在は、B会）における厚生年金保険資格取得日が、平成8年4月1日となっているが、実際は7年3月31日にC社を定年退職し、同年4月1日に同会に任用されたので、当該記録より1年前から厚生年金保険の被保険者資格を取得しているはずである。

第三者委員会で調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B会から提出のあったA会が申立人に発した平成7年4月1日付けの辞令から、申立人は、申立期間において、同会に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D組合E支部長から、「申立人は、申立期間の健康保険について、任意継続組合員であった。」旨の回答があった上、同会に勤務していた同僚からは、「私は、平成3年から同会にF職員として週5日勤務していたが、厚生年金保険の加入記録があるのは、8年4月からである。G市（現在は、H市）に監査が入り、厚生年金保険加入について改善のための指導があったことから、I市も慌ててF職員を厚生年金保険に加入させた経緯がある。当時のF職員は申立人同様、同保険に加入していないはずである。」との供述が得られた。

なお、B会から提出のあった「平成7年度J会臨時・非常勤職員一覧」から、任用された職員が15人確認でき、そのうち厚生年金保険の加入記録のある同僚は申立人を含み6人確認できるが、その全員について厚生年金保険の資格取得日は平成8年4月1日であることが、オンライン記録から

確認ができる。

また、B会は、「申立期間当時の厚生年金保険の加入状況、保険料控除について確認できる関連資料は保存しておらず、当時の担当者にも確認をしたが、保険料控除等について記憶している職員はいなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 1 日から 30 年 7 月 1 日まで
私は昭和 28 年 8 月 1 日から 35 年 8 月 1 日まで、A 株式会社に勤務していたが、入社時の 28 年 8 月 1 日から 30 年 7 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。
申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の複数の同僚が「申立人は、B 株式会社を退職してすぐに入社してきた。」と述べていることから、申立人が昭和 28 年 8 月頃から A 株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 株式会社の事業主関係者は、「当時、厚生年金保険に加入するまでの扱いは、大卒などの新卒者はすぐに入れたが、申立人は定時制の高校に通っていたので、扱いが違っていた。」と述べている上、同僚の一人も「厚生年金保険に入るまでの期間については、個人により違いがあったと思う。」と述べている。

これについて、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所における同僚の入社時期から厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間に関する傾向を見ると、大学や高校などの新卒者については 4 か月、その他の者については 1 年から 2 年までの期間を要しており、申立人同様、定時制の高校生であったという同僚は 2 年の期間を要している。

また、当該名簿及び記号番号払出簿では、申立人が昭和 30 年 7 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致しているとともに、当該名簿における健康保険整理番

号は、新規適用時（24年3月1日）から欠落は無い。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）の記録によれば、昭和 41 年 4 月 8 日に申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金が支給されたことになっている。40 年 12 月に A 株式会社を退職後、失業給付を受給した記憶はあるが、脱退手当金は請求も受給もしていない。そもそも、脱退手当金が支払われたとされる 41 年 4 月は、結婚して B 県に引っ越ししており、事業所には移転先を通知していない。

第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 株式会社 C 支店に係る脱退手当金は、支給額も適正である上、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 4 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、当時、通算年金制度を知らなかったと供述しており、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が、脱退手当金の支給決定当時、受給しない明確な意思を有していたとは考え難い上、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4792 (事案 2730 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月12日から40年2月14日まで
(A株式会社)
② 昭和40年2月15日から同年4月8日まで
(株式会社B)
③ 昭和41年10月1日から42年2月5日まで
(有限会社C)

申立期間において脱退手当金が支給されていることになっているが、有限会社Cを退職した際には会社から何も説明を受けておらず、また、自分で脱退手当金の受給手続をした記憶も無い。

前回の第三者委員会の審議結果では、申立てを認めてもらえなかったが、どうしても納得ができず、脱退手当金をもらっていないという意思表示をするために、新しい資料等は無いものの、再申立てをすることにした。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金に係る申立てについては、i) 有限会社Cの健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がある上、申立期間に係る脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは見当たらないこと、ii) 申立人が有限会社Cに就職した際に払い出された厚生年金保険記号番号は、A株式会社及び株式会社Bに申立人が就職した際に使われていた厚生年金保険記号番号に統合(昭和42年10月23日)されており、申立期間に係る3つの事業所の被保険者期間は同一の厚生年金保険記号番号であることが、各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認でき、申立期間に係る脱退手当金が同

年9月4日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い厚生年金保険記号番号が統合されたと考えるのが自然であること、及びiii) 脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであることから、同一の厚生年金保険記号番号で管理されていた前述の3つの事業所に係る被保険者期間が脱退手当金の計算の基礎とされた一連の事務処理に不自然さはないことがないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年3月18日付け申立人の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今般の再申立ての審議に当たり、申立人から新たな資料等は提出されておらず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 17 日から 50 年 12 月 15 日まで
年金記録を確認したところ、昭和 46 年 9 月 17 日から 50 年 12 月 15 日までの期間については、厚生年金保険被保険者としての記録が無かったが、この期間も A 社（現在は、有限会社 B）に継続して勤務していた。毎月の給与から保険料も控除されていたと思うので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、申立期間当時、A 社は個人事業所として厚生年金保険の適用を受けており、厚生年金保険法の規定により、事業主と同居している家族従業員は、厚生年金保険に加入できない取扱いとされているところ、申立人は、事業主である父と同居していたと述べている上、戸籍謄本及びその附票からも、申立人が当時、事業主と同一住所に居住していたことが確認できること、及び申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が、同事業所が法人化された昭和 50 年 12 月 * 日と一致することなどを踏まえると、申立人は、申立期間については、事業主と同居している家族従業員であったと推認できることから、厚生年金保険被保険者資格を取得することができなかつたと考えられる。

また、前事業主は既に死亡しているほか、当時、A 社における社会保険等の事務手続を行っていた顧問社会保険労務士も既に死亡していることから、当時の社会保険の届出や保険料の控除等について確認することができ

ない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 1 日から 59 年 2 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）での被保険者資格取得日は昭和 59 年 2 月 1 日になっているが、正しくは 58 年 2 月 1 日のはずだ。同社に勤務して初めての契約者は、後の夫であり、同年 4 月か同年 5 月に申込みを受けた記憶がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社からは、申立人の入社日は昭和 59 年 1 月 1 日であると回答があった上、申立人が同期に入社したとしている同僚二人のうちの一人は、「59 年 2 月に入社した。」とし、ほかの一人は、「入社日は 59 年 1 月 1 日だ。」と供述している。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無く、A 社に係る雇用保険の被保険者記録は、昭和 59 年 2 月 1 日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日は、オンライン記録と同日の昭和 59 年 2 月 1 日であり、同期入社と同僚二人も同日に資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から同年5月4日まで
昭和28年6月1日から30年4月3日まで株式会社Aで継続して勤務していたが、29年2月1日から同年5月4日までの厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人を除く6人に空白期間があることが確認できるが、当該期間はそれぞれ異なった期間であり、申立人の申立期間とも一致しない期間である上、同僚の一人は「社員の出入りは多かったが、給与体系はしっかりしていたので一旦会社を退職して又入ってくるケースはあった。」と供述している。

また、別の同僚は「社会保険はしっかりやっていた会社だった。会社の都合で社会保険を途中で抜いたりするようなことはなかった。」と供述し、複数の同僚は「当時、転勤や出向はなかった。」と供述しており、同名簿には、被保険者期間が1、2か月程度の短期間の被保険者記録も少なからず記載されていることが確認できることから、当該事業所は在籍していた社員に対しては社会保険事務を適正に行っていたことがうかがえる。

さらに、株式会社Aでは、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の届出及び保険料控除等の関係書類は保存されてないとしており、同僚からも申立人の保険料控除について証言を得ることはできず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4796 (事案 726 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月 5 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 5 月 23 日まで
③ 昭和 33 年 8 月 1 日から 34 年 1 月 20 日まで
④ 昭和 34 年 5 月 15 日から同年 8 月 1 日まで
⑤ 昭和 35 年 5 月 22 日から同年 7 月 13 日まで

新聞報道で厚生年金保険改ざんに対する被害者救済案の記事を読んだ。前回の申立てでは認められなかったが、私の場合も該当するのではないかと思い再申立てを行った。新たな資料は無いが、再度調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社の申立期間①は同社が厚生年金保険に加入する前の期間であること、B株式会社の申立期間②は同僚照会しても不明との供述しか得られなかったこと、C株式会社(後にD株式会社に社名変更)及び株式会社Eの申立期間③及び④は、両社は別会社であることや株式会社Eについては厚生年金保険に加入した日が昭和 34 年 8 月 1 日であったこと、株式会社Eの申立期間⑤は、当該期間には申立人は既にF社での雇用保険被保険者になっていたことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、新聞記事を提出して申立期間について年金記録が改ざんされているのではないかと、上記通知には納得できないとして再調査を希望したものである。

しかし、改めて申立人の申立期間に係る各事業所の健康保険厚生年金保

険被保険者名簿を調査したが、記録が改ざんされている形跡は見当たらないほか、今回再調査を行ったものの、B株式会社は昭和 49 年に解散しており、当時の事業主も平成 5 年に亡くなっているため供述を得ることができず、C株式会社での同僚は「申立人は勤務していた。」としているものの、「当時は試用期間があった。」とし、別の同僚からは「C株式会社は倒産し、新たにG工場の責任者が株式会社Eを立ち上げた。」という供述が得られ、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 2 日から 40 年 3 月 1 日まで

平成 22 年 6 月頃に年金事務所からお知らせがきたが、それによると株式会社AのB支店に勤務していた被保険者期間は脱退手当金を受給したことになる。自分では脱退手当金を受給したのかどうか明確な記憶が無い。分からないままにするのは気懸かりなので申し立てた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社AのB支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 40 年 3 月 1 日に前後する 37 年から 42 年までに資格喪失し受給資格のある者 30 人の脱退手当金の支給状況を確認したところ、24 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち一人を除き全員に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、申立人も当該「脱」表示が記されていることが確認できるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の直前に勤務していた株式会社Cの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「少しの間のアルバイトと考えていたので、被保険者期間があったとは思わなかった。」と供述しており、同社で申立人に付された厚生年金保険被保険者台帳記号番号と脱退手当金の対象となった株式会社AのB支店における申立人の同台帳記号番

号が異なっていることを踏まえると、脱退手当金の請求に当たって株式会社Cを請求対象としなかった可能性が考えられる。

さらに、前述の脱退手当金の支給記録が確認できる 24 人の資格喪失日から支給日までの期間をみると、1年以内が 18 人、1年以上4年以内が 6 人となっている。これらのうちから複数の同僚に対して照会し全員から回答を得たところ、そのうち5人は「会社が脱退手当金を代理請求し、脱退手当金として退職時に受領した。」と供述し、一方で二人が「同僚3人と一緒に社会保険事務所（当時）に脱退手当金の請求に行った。」などと供述していることから、脱退手当金の取扱いについて事業主による代理請求が行われていたケースと退職者自身が請求したケースがあったものとみられ、申立人の場合は、資格喪失日（昭和 40 年 3 月 1 日）から支給日（41 年 4 月 5 日）までの期間が約 13 か月であることから、自らが脱退手当金の請求を行ったと考えても不自然さは無い。

加えて、申立人から聴取しても脱退手当金を受給したのか、受給しなかったのかの記憶が曖昧であり、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 8 月 18 日まで
② 昭和 43 年 8 月 21 日から 47 年 9 月 21 日まで
脱退手当金については請求したことも、受け取った覚えも無いので、
申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために異なった番号になっているものと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間に係る最終事業所を退職後、国民年金の被保険者となるべきであったにもかかわらず、国民年金の加入手続を行っておらず、年金に対する意識が必ずしも高かったものとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金に計算上の誤りは無く、申立人から聴取しても受領した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受領していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年12月7日から38年7月16日まで
② 昭和38年7月16日から39年4月11日まで
③ 昭和39年7月20日から同年11月20日まで
④ 昭和39年11月20日から41年1月21日まで

私は、株式会社A（現在は、株式会社B）を昭和41年1月に退職したが、会社へ退職届を持参した際に、長い時間待たされたことだけは覚えているが、脱退手当金についての説明を受けた覚えは無い。C年金事務所の話では、脱退手当金は、私が株式会社Aを退職してから21か月後の42年11月30日に支給決定されており、その通知は実家（D市）の方へ送られているということであるが、私は、41年2月に結婚と同時に現住所のE市（旧F市）に住んでおり、脱退手当金の請求書類等は見たことは無い。したがって、私は脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間の私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額は法定計算額にほぼ一致しており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、株式会社Aを退職したのは結婚のためであり、同社を退職後に再就職することは考えてはいなかったとしている上、申立人は、国民年金には、同社を退職して12年後の昭和53年7月21日に任意加入していることから、申立期間の厚生年金保険について、将来の年金給付に通算

する意思があったとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受領した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金が未請求期間となっているG株式会社H工場については、厚生年金保険被保険者番号が異なることのほか、当該事業所での勤務期間が4か月と極めて短期間であることを踏まえると、同事業所における厚生年金保険の存在を認識していなかったと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。